

お子さんが生まれた日を含めて14日
以内に届け出てください。

出生届の書き方

- 文字は、正確、丁寧に記載してください。
- 消せるボールペン等は使用しないでください。

出生届

令和7年4月10日届出

埼玉県戸田市 長 殿

(1)	子の氏名	とだ	つきこ	父母との続き柄	☒ 嫡出子 ☐ 嫡出でない子	(長 ☐ 男 ☒ 女)
(2)	生まれたとき	令和7年4月3日			☒ 午前 ☐ 午後	0時3分
(3)	生まれたところ	埼玉県戸田市上戸田4丁目8番地1号				
(4)	住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地1号 (戸田マンション201号室)				
(5)	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 戸田太郎 平成2年6月20日(満34歳)	母 戸田花子 昭和63年8月21日(満36歳)			
(6)	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地				
(7)	外国人のときは 国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名 戸田太郎				
(8)	同居を始めたとき	令和6年6月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
(9)	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
(9)	父母の職業	(国勢調査の年・令和7年・の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 04 母の職業 05				
その他	☒ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会 ☐ 7. 公設所の長					
届出人	住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地1号 (戸田マンション201号室)				
	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 筆頭者の氏名 戸田太郎				
	署名	戸田太郎 印 平成2年6月20日生				
	事件簿番号					

届出人の署名は、法律上の届出義務者が自署してください。
(届出義務者の第一順位は出生子の父または母です。)

連絡先 電話 [048] 441-1800 番
自宅 勤務先・呼出 方

出生証明書

記入の注意

子の氏名は空欄で構いません。

出生証明書に記入された通りの時間を記入してください。
夜12時→午前0時
昼12時→午後0時

世帯主が父母どちらかの場合→「子」
世帯主がお子様から見て祖父母の場合→「子の子」

【必要なもの】

- 本人確認書類(免許証、パスポート等)
- 母子手帳

【注意事項】

- 転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。お様が生まれる前後で住所の異動がある方はお問い合わせください。
 - お名前等の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。
 - お子様の個人番号通知書は住民登録されているご住所に郵送されます。
 - 父母が外国人の場合や、国外で生まれた場合については、事前にお問い合わせください。日本で出生した外国人の方で、出生から60日を超えて日本に在留する場合は、出生の日から30日以内に「在留資格取得許可申請」を行ってください。問合せ: 東京出入国在留管理局さいたま出張所 048-851-9671
- ※特別永住者の方は、市民課管理担当(内線204)へお問い合わせください。
5. 児童手当や子ども医療費の申請にも必要書類があります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

届出人の生年月日を記入してください。

屋間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

子の氏名	男女の別	1 男 2 女
生まれたとき	令和7年4月3日	午前 0時3分 午後
出生したところの種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他	
出生したところ及びその種別	埼玉県戸田市上戸田4丁目8番地1号	
出生したところ	文化会館病院	
身長	50 センチメートル	
胎 (子中第子)	1 人	
妊娠週数	満 39 週 0 日	
出生子及び出生後した子を含む	1 人	
出生の日から30日以内に「在留資格取得許可申請」を行ってください	令和7年4月3日	
届出人の氏名	文化太郎	

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。